

## 【第10回】日越共同イニシアティブ・メルマガ仕立て

皆様こんにちは。日本大使館の下村です。

本日は、WT6（官民連携インフラ）について、現在の議論を御紹介させていただきます。リーダーは、JBICの弓削首席駐在員に務めていただいています。

（参考）日越共同イニシアティブのポータルサイトができました！こちらのページより、フェーズ1から現在に至るまでの全ての情報を御覧いただけます。また、このメルマガの内容も、下記サイトから御覧いただけますので、御活用ください。

<http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/Joint-Intiative-index.html>

さらに、JICA ホームページにも、日越共同イニシアティブのサイトができました！こちら併せて御活用ください。

<http://www.jica.go.jp/vietnam/office/information/event/120521.html>

なお、この「メルマガ仕立て」は、今回で最終回となります。今回、初めての試みでしたが、いかがでしたでしょうか。これまでのところ、「今までこの取組は中央だけでこそこそやっており全然知らなかったが、ほんの少し前進した。」「まだまだ小難しくて分かりにくい。もっと平易にならんのか。」などのコメントを頂き、改めてこうした情報発信の重要性を感じました。商工会とも連携をとりつつ、今後とも情報発信に務めたいと思います。

ぜひ、引き続き、御感想を商工会事務局までお寄せ下さい。皆様からのリクエストを頂ければ、それに応じて、新しい企画も検討したいと思います。2ヶ月間強にわたり、御愛読いただきました皆様どうもありがとうございました。

### 【背景】

ベトナムのインフラニーズの大きさは言うまでもありません。道路、鉄道、電力、港湾、空港など、あらゆる分野でインフラ開発が急務となっています。他方で、財源も限られている事から、ベトナムは、1992年に外国投資法を改正し、外国の企業がベトナム国家機関との間でBOT（Build Operation Transfer）契約を結ぶ道を開きました。すなわち、外国民間資本を活用して、道路や発電所といったインフラの建設（Build）を行わせ、一定期間その管理運営（Operation）を投資者である外国資本に委ね、その間に外国投資家は投資の回収と適正利潤の取得を行い、その期間満了時に施設の所有権を投資受入れ国に

譲渡(Transfer)するという形式です。

これに加えて、2010年には、新たにDecision第71号が公布され、PPP(Public Private Partnership)形式でのパイロット案件についての官民連携インフラ形成手続が規定されました。

他方、日本側でも2010年6月18日に「新成長戦略」が閣議決定され、その中で「パッケージ型インフラ海外展開」が、21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクトの一つとして位置付けられています。

このように、総論では日本とベトナムは相思相愛の関係にあるのですが、現実には様々な問題が発生します。これは、当地企業でインフラプロジェクトに携わっている皆様であれば、よくお分かりいただけると思います。以上の背景の下、本WTが設置されました。

#### 【行動計画の概要】

上記のような問題について、個別プロジェクトごとに解決する事も大事なのですが、これらの問題は類似したものが多いのが実情です。そこで、こうした複数のプロジェクトにおいて共通に問題となるような事項については、まとめて日越で議論を行い、個別プロジェクトを進めるにあたっての土台作りができればよいのではないかといった観点から、BOTやPPPを含め、あらゆる官民連携インフラについて、課題を整理し、越側と意見交換を行い、報告書を取りまとめていく事としています。

#### 【現在の取組の状況】

現在、日本側企業の協力を得て、官民連携インフラに係る課題が山ほど集まってきました。これを越側と共有して、今後、膝詰めで意見交換をしていく予定です。

#### 【リーダーより一言】

WT6のリーダーを務めさせて頂いていますJBICの弓削でございます。

工業振興・高度化のための日本をはじめとする諸外国からの海外直接投資の更なる促進、国家目標である2020年の近代的工業国化実現等の成否を左右する一つの鍵とみられているのが、電力、上下水、運輸などにおける円滑なインフラ整備です。昨年の共産党全国大会で採択された社会経済開発10カ年計画においてもプライオリティーの高い政策課題として掲げられています。一方で、ベトナムの経済発展、中所得国への移行等を背景に、今後諸外国等からの援助資金供与の縮小も見込まれるなかで、PPPやBOTなどの活用により民間資金を動員し、効果的かつ効率的にインフラ整備を進めていく必要性が高まっています。

しかし、多くの新興国において、PPP や BOT といった民活インフラ整備についてはホスト国政府と民間事業者とのリスク/責任分担等などのポイントにおいてお互いの認識/期待のギャップがあり、個別のプロジェクトの準備段階において、民間事業者により入念な案件形成、準備の下、ホスト国と民間事業者との間の徹底的かつ率直な議論、深い相互理解を経て、ホスト国は適切な制度設計を構築、プロジェクトに対する政府支援を供与し、個別プロジェクトが実現してきた経緯があります。ベトナムも例外ではありません。個別のプロジェクトでの民間事業者との議論・交渉を通じて、自国にとって適切な制度設計、プロジェクトに対する政府支援はどのようなものなのか、自ら真摯に検討し、模索している状況です。

WT6 では、新興国の民活インフラ整備に豊富な経験を持つ日本側とベトナム政府との間で、民活インフラプロジェクトの推進にあたって共通する課題について率直かつ建設的な議論を促進し、メンバー企業の皆様と共に、民活インフラといった新しい分野において、日越 win-win の関係を切り拓いていくことに貢献できればと考えております。

#### 【JICA ベトナムより一言】

90 年代に ODA が再開されてから、JICA は様々な形で幅広い官民連携を進めてきています。ODA 再開後の第一号案件のひとつである南部のフーミー火力発電所建設事業の 1 号機は円借款ですが、2 号機は日本企業が中心の BOT 事業として実施されました。その際、500Kv 送電線等、BOT 事業を含むフーミー発電所建設の全体を対象とした施設も ODA (円借款) のより支援しました。まずは ODA によって着実に第一期の発電所を建設し、二期以降にも必要な共用基盤設備も合わせて ODA によって整備し、民間企業がより参画しやすい環境作りを行うという取り組みは、メコンデルタのオモン発電所 (第一期 1 号機円借款事業完成済み、2 号機も円借款、第二/三期は円借款/ADB 融資、以降民間投資) やギソン発電所 (第一期は ODA、第二期は民間投資) でも見られます。

港湾セクターでも、南部のカイメップ・チャーバイ港のインフラを円借款で整備する一方、その O&M には民間企業が参画する形を準備しています。同様の取り組みは、これから本格的な工事が始まる北部のラクフェン港でも、インフラ (アクセス道路・橋梁、埋立、浚渫等) は円借款で支援し、港湾設備と O&M は日本企業と越側の J/V により実施することとなっています。ラクフェン港は、日本が本格的に ODA と民間投資の組み合わせで協力する PPP 事業のモデルとして位置付け、JICA 事務所では円借款部分の手続き促進と合わせ、民間部分についても、越政府 (交通運輸省等) との ODA 事業を通じた長年の信頼関係を踏まえて側面支援に努めています。

他にもハノイ近郊のタンロン工業団地では、団地自体の造成・経営は日本企業が行いましたが、前提となったハノイ工業化マスタープランは JICA が 1990 年代に技術協力で支援し、団地の造成・経営を行う日本企業には企業向けの ODA 融資（海外投融資）を提供し、同時に、団地の周辺インフラ（アクセスの改善（インターチェンジ、立体交差化等）、浄水場、下水処理、変電所等）は円借款で整備しました。民間連携型 ODA の先駆的なモデルケースとなっています。現在は、工業団地への技術系人材供給源となっているハノイ工業大学のレベルアップを技術協力で 2000 年から継続的に支援しており、中間管理層の育成には VJCC のビジネスコースが貢献しています。

また、現在 JICA では様々なセクターに跨るインフラの整備を ODA と民間投資の連携方式で行えないか、その事業実施主体が F/S を実施するのを PPP F/S スキームで支援しています。ベトナムではこれまで 14 件を F/S 支援の対象とし実施、世界でも最大の案件数となっています。ベトナム政府が決定 71 号で定めている狭義の PPP 事業の範囲に留まらず、ODA と民間投資の適切な役割・リスク分担のもとでの事業形成を支援しています。事業は、高速道路、発電所、工業団地やハノイ市等都市部の上下水の分野で、いずれもベトナム政府や地元の各省において優先度が高く、日本企業の関心も高い事業ばかりです。JICA としては、F/S 調査結果を踏まえて、企業向けの ODA 投融資制度（海外投融資）と、必要に応じて円借款も組み合わせることにより、総合的な PPP 支援を行っていきたいと考えています。

以上、JICA 事務所としては、これまでのベトナムにおける ODA を通じたインフラ支援の経験と新たな PPP 支援スキーム（FS 支援、海外投融資）を最大限有効活用し、本 WT の議論も参考にしながら、PPP プロジェクトをできるだけ実現し、ベトナム政府と日本企業の皆様の期待に応えたいと考えています。技術協力（F/S、研修、専門家派遣等）、および資金協力（企業向け海外投融資／政府向け円借款）の両輪で最大限協力させていただきますので、何なりとご連絡、ご相談いただけますよう、お願いいたします。（JICA 事務所連絡先：長瀬 0903486646、渡辺 0903444057）

なお、メルマガ最終回に当たり、これまでご紹介した JICA の活動を担当している各省の専門家の連絡先を更新しましたので、以下の JICA ウェブサイトをご参照ください。各分野・事業についてのご質問等、お待ちしております。

<http://www.jica.go.jp/vietnam/office/information/event/120521.html>